# 「主な取組」検証票

施策展開	3-(6)-イ 環境関連産業の戦略的展開					
施策	①環境配慮型資材の活用推進					
(施策の小項目)						
主な取組	建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 実施計画 229					
対応する主な課題	〇環境関連産業を創出し戦略的な展開を図るため、企業等のエコロジー製品や環境サービスの開発、技術力強化と経営・営業スキル向上への取組の支援が求めらているほか、環境関連産業の安定的な需要を確保するため、公共工事における環境配慮型資材(ゆいくる材)の積極的な利用が必要である。					

## 1 取組の概要(Plan)

取組内容	環境関連産業の安定的な需要を確保するため、沖縄県技術・建設業課のHP等でゆいくる材の認定資材の状況を公開し、関係者を対象とした研修会や県民環境フェアでのパネル展示等で同制度の普及を図り、公共事業におけるゆいくる材の積極的な利用を促進する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29~	実施主体
	ゆいくる材の				維持又は増		
	利用率 (調査開始)				加	$\rightarrow$	県
	ゆいくる材の	の利用促進		711			
担当部課	土木建築部技術・建設業課						

## 2 取組の状況(Do)

(1)取組の推進状況

(単位:千円)

(1) 权相())推進状况						(中位:111)	
平成26年度実績							
事業名	予算	決算見込		主な財源			
リサイクル 資材評価認 定システム 運営事業	10,783	10,783	建設リサイクル資材製造業者からの申請を受け、 各種法令・基準等に基づき書類審査、工場審査を 実施、「リサイクル資材評価委員会」を行い、新た に6資材の認定を行った。その他、536資材の工場 等での品質確認を行い、行政関係者対象の研修 や県民環境フェアでのパネル展示等の広報活動を 行うなど、同制度の普及を図った。				
活動指標名				計画値	実績値		
ゆいくる材の利用率(アスファルト)			48%	80%			
推進状況 推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果							
説明会やパネル展示等の広報活動を行ったことで、関係者には「ゆいくる」という名前でリサイクル資材が周知され、県内アスファルト混合物出荷量に占めるゆいくる材の割合は平成24年度48%に対して平成26年度は80%と増加しており、公共事業における環境配慮型資材(ゆいくる材)の利用が図られている。							

## (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画					
事業名	当初予算	活動内容	主な財源		
リサイクル 資材評価認 定システム 運営事業	10,783	新規の資材認定申請に対し、書類審査、工場審査を行い、「リサイクル資材評価委員会」を1回開催する予定。また、約500資材の工場等での品質確認を行う他、行政関係者対象の研修やおきなわアジェンダ21県民環境フェアでのパネル展示(年1回)などで広報を行い、同制度の普及活動を行う。	県単等		

#### (3) これまでの改善案の反映状況

- ・県、市町村関係者へゆいくる材の利用促進について説明会(1回)等を行った他、国の発注機関に対しても利用促進の依頼を行った。これらにより、意識向上が図られた。
- ・県民環境フェアでのパネル展示等で広く広報活動を行い、公共工事だけでなく、民間工事でも「ゆいく る材」を積極的に利用してもらえるよう周知を図った。
- ・県技術・建設業課のホームページ上でゆいくる材に関する最新の情報を提供した。

#### (4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
_	-	_	1	-	_
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
沖縄県リサイクル資材(ゆいくる)評価 認定業者数	86業者 (24年度)	89業者 (25年度)	84業者 (26年度)	<b>→</b>	_

状 建設資材廃棄物(コンクリート殻、アスファルト殻)の再資源化率は約99%を達成しており、ほぼ 況 全量がリサイクルされている状況である。

【そのため、認定業者数は、86業者(24年度)、89業者(25年度)、84業者(26年度)と横ばいである。

### 3 取組の検証(Check)

説明

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・県内で発生した廃棄物の有効活用が図られており、取組の効果が現れているが、一部のゆいくる材については原料(再生資源)の確保が困難である等の理由により、平成26年度は製造業者6社から路盤材など8資材の認定廃止届があった。

#### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・沖縄県土木建築部発注工事の現場から搬出する建設廃棄物(ゆいくる材の原料となる再生資源)については、ゆいくる材製造業者もしくは、製造はしていないが再資源化した後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出することになっているので、原料不足にともなう認定廃止とならないように原料(再生資源)を確保するため公共工事発注者に対し周知を図る。

### 4 取組の改善案(Action)

・建設資材廃棄物(コンクリート殻、アスファルト殻)の再資源化率はほぼ100%で改善の余地は少ないが、県、市町村関係者へ、ゆいくる材の原料確保のため、建設廃棄物を現場から搬出する際の再資源化施設の選定について、公共工事発注者に対し説明を行い周知を図る。